

平成21年（2009年）紀北町第3回臨時会会議録

第 1 号

平成21年11月20日（金曜日）

招集年月日 平成21年11月20日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年11月20日（金）

応招議員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
9番	平野倅規	10番	岩見雅夫
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

議事日程（第1号）

- |     |        |                                     |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第1  |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 第2  |        | 会期の決定                               |
| 第3  |        | 諸般の報告                               |
| 第4  |        | 行政報告                                |
| 第5  | 発議第7号  | 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について            |
| 第6  | 発議第8号  | 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙               |
| 第7  | 発議第9号  | 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8  | 議案第47号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて        |
| 第9  | 議案第48号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて        |
| 第10 | 議案第49号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて        |
| 第11 | 議案第50号 | 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第12 | 議案第51号 | 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第52号 | 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第14 | 議案第53号 | 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 第15 | 報告第10号 | 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）       |

会議録署名議員

18番 垣内唯好 19番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**川端龍雄議長**

皆さんおはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

尾上町長から、就任後初めての本会議にあたってのご挨拶の申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、審議をいただく諸議案の説明に先立ちまして、臨時会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

町長に就任いたしまして、初めての議会となります。平成21年第3回紀北町議会臨時会を本日にここに招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご参集を賜り、当面する町政の重要案件につきまして、ご審議いただきますことは、町政進展と町民福祉の向上のために誠にありがたく感謝に耐えません。顧みますに、奥山前町長さんにおかれましては、激変する社会経済情勢の中にあつて、10年あまりの長きに渡り、紀北町の町政に携わられましたご努力に深く敬意を表する次第であります。

この度の紀北町長選挙におきまして、私が紀北町の町政の執行に当たることになりました。本町にとりまして、合併後の本庁舎の問題や学校の整備、損害賠償請求事件など、重要課題が山積しておりますときに、その任に当たりますことは、身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感いたしております。これからの町政経営にあたりましては、今回の選挙中、町民の皆様からいただきました。町政に対する期待や希望、苦言に対して、身を謙虚に耳を傾けながら、全ては町民目線で、住民、職員の皆さんと共に、一緒になって汗をかき、その先頭に立って、今後4年間の町政経営に全力を尽くしたいと決意いたしておりますので、議員の皆様方にはより一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

**川端龍雄議長**

尾上町長には、ますますのご自愛のうえ、町政の進展と町民の福祉増進のため、一層のご活躍を賜りますよう切にお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

皆さんご協力どうもありがとうございました。

#### 川端龍雄議長

それでは議事を進めます。

ただいまの出席議員は19名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまから平成21年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事日程を事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

#### 中野直文議会事務局長

平成21年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年11月20日（金曜日）9時30分 開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                                     |
| 第 2 | 会期の決定  |
| 第 3 | 諸般の報告  |
| 第 4 | 行政報告   |
| 第 5 | 発議第 7号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について                |
| 第 6 | 発議第 8号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙                   |
| 第 7 | 発議第 9号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する<br>条例 |
| 第 8 | 議案第47号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて            |
| 第 9 | 議案第48号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて            |
| 第10 | 議案第49号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて            |
| 第11 | 議案第50号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第12 | 議案第51号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する<br>条例 |
| 第13 | 議案第51号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例            |
| 第14 | 議案第53号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例       |

第15 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）

以上でございます。

**川端龍雄議長**

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1

**川端龍雄議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

18番 垣内唯好君

19番 奥村武生君のご両名を指名いたします。

---

### 日程第2

**川端龍雄議長**

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**川端龍雄議長**

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

### 日程第3

**川端龍雄議長**

次に日程第3 諸般の報告を行います。

はじめに、議員の異動についてであります。去る10月20日に告示された町長選挙において、2人の議員が候補者として届出されたことにより、地方自治法並びに公職選挙法の規定により、届け出と同時に議員を失職いたしております。したがって、現在の議員数は20人となっております。また、失職に伴う議席についてありますが、8番と11番については欠番とすることに

いたします。ご了承ください。

次に本日の事件についてであります。去る11月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

本臨時会に提案される事件は、議会からの発議案が3件、長から提案される議案が7件、報告1件となっており、計11件を受理しております。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成21年度普通会計の7月から9月分と、平成21年度水道事業会計の7月から9月分について監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管しておりますのでご覧ください。

次に一部事務組合議会等についてであります。一部事務組合議会議員の任期は、議会の申し合わせにより1年となっております。11月30日をもって満了となり、新たに選挙が行われることとなりますので、各組合議会に所属されている議員におきましては、それぞれの組合議会議長に対し辞職願を提出することになっておりますので、各自、議会事務局のほうで手続きを行ってください。なお、紀北広域連合の連合長については、去る11月16日に尾鷲市長と紀北町長により選挙が行われ、尾上町長が連合長に就任することに決定しました。

次に紀北町開発公社についてであります。去る11月11日に開発公社理事長の奥山始郎氏から理事の辞任届が提出されました。そのことに伴いまして、今後においては副理事長の私が理事長の代わりに職務を行うことになりました。ご報告申し上げます。

次に地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に今後の会議予定についてであります。議員の申し合わせにより、正副議長をはじめ各委員会の委員等の任期が11月末をもって満了となることから、第4回臨時会が開催されることとなります。そのことに伴いまして、11月24日に議会運営委員会を開催していただき、委員会の議決を得て、議長から町長に対し臨時会招集請求を行いたいと思っております。各委員等の選任にあたって調整のための全員協議会について、11月30日に開催いたします。正副議長の選挙などを行う第4回臨時会については、12月1日に開催していただくよう申し伝えさせていただきます。

次に障がい者ふれあいスポーツ大会についてであります。11月28日に開催が予定されていましたが、新型インフルエンザの関係から中止と決定されましたのでご報告を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 川端龍雄議長

次に日程第4 行政報告につき町長より申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

議長に許可をいただきましたので、本議会臨時会にあたりまして、損害賠償等請求事件に係る打ち合わせ内容等についての行政報告をさせていただきます。

来る1月14日に開廷される損害賠償等請求事件の第7回口頭弁論に備え、11月13日、名古屋市内において、訴訟代理人と準備書面について協議を行いました。

そこでは、原告に対する反論として、

- ・ 原告の設置許可申請に関する計画等には、不備、矛盾が多数あること。
  - ・ 原告が主張する「得べかりし利益」については、具体的算定根拠を示すべきであること。
- などについて協議を行いました。

この準備書面につきましては、第7回口頭弁論が行われる1月14日にお渡ししたいと思っております。

なお、前回お約束いたしました原告の準備書面等の配付につきましては、去る10月22日付で原告訴訟代理人に対して、照会をかけていたところ、11月18日に同意の回答をいただきましたので、本日、配付させていただきました。

また、議員の皆様に対する訴訟代理人からの説明につきましては、第7回口頭弁論及び進行協議終了後に開催をいたします。

私といたしましては、この損害賠償等請求事件は紀北町にとって最重要課題であると認識いたしておりますことから、今後とも訴訟代理人の方々と十分協議を重ね、準備書面等で必要な主張・立証を行い、勝訴に向け最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

### 川端龍雄議長

以上で、行政報告を終わります。

それでは議事に入ります。



---

## 日程第5

### 川端龍雄議長

日程第5 発議第7号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙についてを議題といたします。

本件については、11月27日に委員並びに補充員が任期満了となることから、去る11月9日付で選挙管理委員長から選挙依頼の通知を受けております。

議長からの発議案でありますので、議会事務局長に議案を朗読させます。

中野議会事務局長。

### 中野直文議会事務局長

それでは発議案関係の1ページをご覧くださいと思います。

発議第7号

紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

紀北町選挙管理委員会委員 4人 任期満了日の翌日から4年間

同 補充員 4人 任期満了日の翌日から4年間

平成21年11月20日 提出

紀北町議会議長 川 端 龍 雄

以上でございます。

### 川端龍雄議長

本件につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

6番 北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

ここに名簿が配付されていますが、私、個々の候補の能力とか、資質とかを云々するわけではありませんので、最初にお尋ねいたしたいと思いますが、ここに出ている名簿、委員と補充員をあわせて3人。それから後から出てくる公平委員でもそうですが、昭和1桁生まれの方が4人いらっしゃいます。特に公職選挙にかかわる問題は一番重要な問題は、若い世代の棄権する、あるいは無関心というのが、政治離れの大きな要因をなして、たいへん立派な方ばかりですが、あえてご年配の方、まあ、資質、経験ともにたいへん立派な方ばかりですが、あえてずっと再任される意義をお尋ねいたしたいと思います。むしろ、今の若い世代の政治離れが一番問題になっているときには、経験が不足であっても、これまで任命されていた方々に比べて、はるかに経験不足でしょうけれども、若い世代に、もう少し若い世代に、選ぶべきではないかと。重ねて申し上げますが、現在、推選される候補者を云々しているわけじゃございませんが、もう少しこの基準の置き方というか、意味が私、ちょっと理解できない部分があります。現状の選挙あり方と重ね合わせて、その辺についての根本的などころのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### 川端龍雄議長

議会事務局長。

#### 中野直文議会事務局長

ただいまの北村議員の異議の申し立てに対して、事務局から答弁をさせていただきます。

資料に書かれておりますように、今回、選挙管理委員4人、同補充員4人を候補者としてあげさせていただきます。資料を見ていただいたらお解かりのように、指摘がありましたように年齢的に昭和1桁代の方、また80歳に近い方が候補者としてあげられております。

候補者としての推薦にあたって、やはり若い世代の投票率ということも考えましたが、いろいろと業務上、業務の内容について経験豊富な方であるため、今後の選挙においては、十分に

そのようなことも認識をしていただき、選挙管理委員会としての役目を十分に果たしていただけると、そのような判断で候補者としてあげさせていただきました。年齢的にはお話しをさせていただいたところ、まだまだ十分にご活躍できるところ側で、事務局側で判断したものでございます。

北村博司君。

## 6番 北村博司議員

80を超えておられる方もいらっしゃるんですね。もちろん体力は十分あって、知識、経験とも豊富であっても次の世代に引き継いでいく、例えば、補充員あたりでももう少し若い世代を登用していくべきでないかと、これ断絶ができますよ。委員が辞職されたら、これは基本的に補充員が繰り上がるんですね。だからこういう機会に世代交代していかないと、次は基本的にそのへんは考えてください。議長、これは議長が推薦しているんですから、こういうことを得てして、他に公平委員でもそうですわ。気持ちよく受けていただけるから、体力が十分だからといって、ずうっと20年も、30年もということになるわけです。現実に20年やられる方がこの中にあるわけです。名簿を拝見すると。これはやはり人材の登用を考えるべきです。それが尾上新町長が言われる住民目線というのはそういうことじゃないですか。私はあえて反対はしませんが、再度ご答弁いただきたい。

## 川端龍雄議長

私も名簿を見たときに、少し年齢的に懸念されたので、お尋ねしたら、いたってお元気と、また先ほど事務局長が言ったように経験豊富ということでありましたが、今、北村議員の今後のことも含めて、十分参考にさせていただいて、今度、そのような選考には十分気を付けていきますので、今回はご了解いただきたいと思います。

他にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 川端龍雄議長

異議なしと認めまして、議長が指名することといたしたいと思います。

それでは、選挙管理委員には別紙名簿のとおり、下総晃君、喜多次男君、赤阪兼治君、山口剛信君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました下総晃君、喜多次男君、赤阪兼治君、山口剛信君。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書をもって告知を行うことといたします。

次に選挙管理委員補充員には、第1順位 森本巖君、第2順位 大西千恵子君、第3順位 濱田鈴子君、第4順位 湊威二君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました第1順位 森本巖君、第2順位 大西千恵子君、第3順位 濱田鈴子君、第4順位 湊威二君。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員につきましても当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書をもって告知を行うことといたします。

---

### 日程第6

#### 川端龍雄議長

次に日程第6 発議第8号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件については、広域連合規約において、広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うとされていることから、これまで広域連合議会議員でありました奥山始郎氏においては退職と同時に失職のため、現在は欠員となっております。11月10日付で三重県後期高齢者医療広域連合の連合長から選出依頼の通知を受けておりま

す。

議会事務局長に議案を朗読させます。

中野議会事務局長。

#### 中野直文議会事務局長

それでは、3ページをお願いいたします。

発議第8号

#### 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を求める。

記

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員 1人

平成21年11月20日 提出

紀北町議会議長 川 端 龍 雄

以上でございます。

#### 川端龍雄議長

本件につきましても、地方自治法第291条の5の規定により議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにはしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員には、尾上壽一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した尾上壽一君を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました尾上壽一君が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました尾上壽一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

( 尾上壽一町長 礼をする )

#### 川端龍雄議長

礼をされたことにより、意思表示と受け止め、承諾されたこととみなします。

その職務につきましては、よろしく願いいたします。

---

### 日程第7

#### 川端龍雄議長

次に日程第7 発議第9号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会副委員長 奥村武生君。

#### 奥村武生議会運営委員会副委員長

皆さん、おはようございます。

発議第9号について、説明をいたします。

なお、本日、東篤布委員長が欠席であるため、副委員長の私が委員長に代わり、提案説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

発議第9号

平成21年11月20日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

議会運営委員長 東 篤 布

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

国の人事院勧告等を考慮し、職員等の期末・勤勉手当について支給率が引き下げられたことに伴い、議会としても、近年の社会経済情勢から見て、職員等と同様に期末手当の支給率の改正を行うとともに、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

改正部分について説明します。6ページをご覧ください。

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、「100分の150」を「100分の135」に、「100分の195」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

というものであります。

政府においては、8月11日の人事院勧告を受け、8月25日に人事院勧告どおり、改正を行うとの閣議決定を行いました。人事院勧告はあくまでも一般職の国家公務員を対象とするものであるが、特別職の国家公務員においても、おおむね一般職の職員の趣旨に沿って取り扱うものとするとして、国の取り扱いを基本とし、各地方自治体においても適切に対処する要請があったものです。議会運営委員会といたしましては、6月に支給する期末手当については、5月1日付の人事院勧告を受け、閣議決定された趣旨に基づき、議員の期末手当について、すでに引き下げを行っていることから、12月に支給される期末手当についても地方財政にあっては引き続き極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっていることから、自ら徹

底した行政改革に取り組む必要があるという認識をもって、職員及び町長などの特別職と同様に支給率の引き下げを行うことが適切であるということで委員会において意思決定がなされ、その議案についても議会運営委員会から提出することに決定したものであります。各議員には事前に議案を配付させていただくことにより、理解を賜るべく、取り扱いをしたものであります。説明の場を設けることなく、議案の上程となったことにつきましては反省するところであり、ご理解の程をお願い申し上げる次第であります。支給率が改正されることにより、年間に減額となる期末手当であります。議長については8万4,525円、副議長6万3,250円、議員が5万8,362円の減額となり、議員全体で131万5,000円が減額となります。なお12月に支給される部分につきましては、議長が3万3,810円、副議長が2万5,300円、議員が2万3,345円の減額ということになります。

以上が発議第9号についての趣旨説明及び内容であります。

なにとぞ、議案の趣旨をご理解賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

#### **川端龍雄議長**

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

#### **20番 東清剛議員**

内容については何もありませんが、この発議案書は委員長の東篤布議員の名前になっていますが、議場での提案者は奥村武生議員です。このへんの取り扱いは、これ議事録全部残るわけですから、名前と提案された方が不一致というのはいかがなんでしょうか。そのへんをお答えください。

#### **川端龍雄議長**

事務局長。

#### **中野直文議会事務局長**

ただいまの東清剛議員の質疑に対して、法的な手続き上の関係になりますので、議会事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

当然、今回、議案提出者につきましては、委員会から提出されたものであり、委員長の名前で出されたところがございますが、本日欠席をされております。そのことについての質疑だと



思います。

会議規則第14条の規定には議案の提案についての事項が記載されております。その中で委員会から出される分について、委員長が欠けた場合はその職務を副委員長が代わって、提案者となるとありますが、この欠けた場合という解釈でございまして、欠けた場合ということは、委員長を辞任された場合、または議員を辞職したために委員長が不在となった場合が、欠けた場合となります。欠席された場合は事故ある場合ということで、欠けた場合には該当しませんのであくまでも委員会の委員長である、東篤布委員長が提案者となることとなります。

以上でございます。

#### **川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

#### **10番 岩見雅夫議員**

先ほど、代理の副委員長から発議にあたっての了解を求める説明がありました。これは今日の説明書の中には、含まれていなかった部分があるかと思います。金額等についての問題、それは後日でもいいんですが、一応議員に、各議員に配付をお願いしたいと思います。

それから重要な問題でありますけれども、一応、議会運営委員会で決定をされ、発議という形になっておりますので、異論は唱えませんが、議会運営委員会の中で、どのようにこの問題について討議をされたのか、この点が報告にもありませんでしたので、この点について説明をお願いしたいと思います。

#### **川端龍雄議長**

奥村副委員長。

#### **奥村武生議会運営委員会副委員長**

この問題については、討議は一切ございませんでした。

事務局から趣旨説明がされまして、それについて質疑等を求めましたが、一切質疑等がございませんでしたので。

金額につきましては、ご指摘があったように議員の皆様へ今日中に配付させていただきます。

#### **川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 発議第9号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第8～日程第14

**川端龍雄議長**

お諮りします。

日程第8 議案第47号から、日程第14 議案第53号までの7件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

異議なしと認めます。したがって、議案7件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案第47号から議案第49号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案であります。現公平委員会委員の小川滋氏、湊章男氏、岡本耕治氏が、本年12月7日をもって任期満了となります。小川氏におかれましては平成7年9月、湊氏におかれましては平成14年12月から旧紀伊長島町で同委員として、岡本氏におかれましては平成15年9月から旧海山町で同委員としてご尽力されており、また3氏ともに合併後の紀北町におきましても平成17年12月から同委員として再度選任させていただき、現在までご尽力いただいております。

つきましては、いずれも紀北町公平委員会委員として、識見を有する3氏を引き続き選任いたしたく、議案第47号で紀伊長島区東長島153番地1 小川滋氏、議案第48号で同区长島1223番地6 湊章男氏、議案49号で海山区上里915番地2 岡本耕治氏を選任する同意を求めるものであります。

議案第50号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第52号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

の4議案であります。国におきましては、8月11日に一般職の国家公務員の給与改定について人事院勧告され、同月25日の閣議により、人事院勧告どおり改定することと、特別職についてもその趣旨に沿って取り扱うことが決定され、同日付で総務省から、各地方自治体においても国における取り扱いを基本とするよう通知されたところであります。これを受け、本町といたしましても、議案第50号では町長及び副町長、議案第51号では教育委員会教育長の期末手当の率の引き下げとともに、議案第52号及び53号により一般職員及び現業職員の給与改定を行うにあたり、それぞれの条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げますが、議案第50号から53号につきましては、詳細を総務課長に説明いたさせます。

なにとぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 川端龍雄議長

続いて内容説明を求めます。

議案第50号から53号までの4件についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

#### 川合誠一総務課長

それではよろしくお願ひ申し上げます。

まず、7ページをご覧いただきたいと思ひます。

議案第50号について、ご説明申し上げます。

議案第50号

紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年11月20日 提出

紀北町長 尾 上 壽 一

#### 提案理由

国の人事院勧告等を考慮し、職員等の期末・勤勉手当について支給率が引き下げられたことに伴い、特別職としても、近年の社会経済情勢から見て、職員等と同様に、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

本条例の一部改正につきましては、第3条 期末手当に関するものであります。

給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合算額に、6月の支給分につきましては、100分の210から100分の15を減額し、100分の195に、また12月の支給分につきましては、100分の230から100分の10を減額し、100分の220とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に10ページをご覧ください。

議案第51号についてご説明申し上げます。

議案第51号

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一

部を別紙のとおり改正する。

平成21年11月20日 提出

紀北町長 尾 上 壽 一

#### 提案理由

国の人事院勧告等を考慮し、職員等の期末・勤勉手当について支給率が引き下げられたことに伴い、教育長としても、近年の社会経済情勢から見て、職員等と同様に、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

本条例の一部改正は、教育長にかかるものであり、第3条 期末手当に関するものでありまして、給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の合算額に、6月の支給分につきましては、100分の140から100分の15を減額し、100分の125に、また12月の支給分については、100分の160から100分の10を減額し、100分の150とするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に13ページをご覧ください。

議案第52号についてご説明申し上げます。

#### 議案第52号

##### 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年11月20日 提出

紀北町長 尾 上 壽 一

#### 提案理由

国の人事院勧告等に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律については勧告どおり改定を行うことが閣議決定され、総務省から各地方自治体に対し、地方公務員の給与についても国における取り扱いを基本とするよう通知されたことを受け、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

本条例の主な改正点は住居手当の一部廃止、それから期末勤勉手当の減額、月額給料の減額であります。

まず、第15条の住居手当につきましては、これまで住居を新築または購入した場合、世帯主である者については、5年を限度に月額2,500円支給されておりましたが、今回の改正により廃止することとなりました。

次に期末勤勉手当については、年間支給率を現在の100分の450から100分の35引き下げ、100分の415とするもので、第25条 期末手当では12月に支給する額を、これまで期末手当基礎額に100分の160を乗じた額でありましたが、100分の10を減額し、100分の150とするものであります。また第28条 勤勉手当では100分の75から100分の5を減額し、6月、12月それぞれ100分の70とするものであります。さらに月額給料については、25ページから30ページのとおり、給料表の改定を行うもので、平均0.2%の減、金額にいたしまして、平均596円の減額を行うものであります。初任給を中心に若年層については引き下げを行っておりません。

なお、この条例は平成21年12月1日から施行するものでございます。

次に31ページをご覧ください。

議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年11月20日 提出

紀北町長 尾 上 壽 一

提案理由

一般職の職員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

37、38ページをご覧ください。

本条例につきましては、現業職員の給料表を改定するもので、37ページの新とありますが、改正後、38ページの旧、右側のページになりますが、改正前となっております。以後44ページまで同様でございます。

一般職と同様、基本的に月額平均0.2%、596円の引き下げを行うものでございますが、初任

給を中心に若年層は引き下げを行わないものであります。また、その他の住居手当、期末勤勉手当等は一般職に準ずることとなっており、同様に廃止ないし、減額を行うものであります。なお、本条例は平成21年12月1日から施行するものであります。

以上であります。

どうかご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 川端龍雄議長

これで議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案に対する審議を行います。

---

### 日程第8

#### 川端龍雄議長

日程第8 議案第47号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

3番 近澤チヅル君

#### 3番 近澤チヅル議員

議案47号ですが、先ほども高齢者の方に対する配慮の質疑をされた議員もおられまして、私も同感なんです。今回も4年間の任期ということですので、過去4年間に公平委員会というのは何回くらい開かれているのかお尋ねいたします。

#### 川端龍雄議長

川合総務課長。

#### 川合誠一総務課長

公平委員会につきましては、年に1回定例会の開催が義務付けられております。それに対しまして、さらに三重県公平委員会連合会の総会というのがございまして、その年によって参加できるときとできないときがございますが、県内各地で開催されております。したがって、その総会にも、年によって違いますが、出席しているという状況でございます。

#### 川端龍雄議長

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

年1回紀北町においては義務付けられているということですが、公平委員の仕事として、3つあって、1つは給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の請求を審査し、判定し、必要な措置をとることというのが、1つになっていますが、ちょっとこの説明が難しく、もう少しわかりやすくこのことについて説明をお願いしたいのと、後の人事院勧告の給与のことも出てきておりますので、この公平委員会のこの給与、勤務時間に関する措置、それが関係しているのかどうか、そういうことも公平委員会、年1回開かれるというんですけれども、そういうことについての関係というんですか、わかりやすく説明をお願いしたいと思うんですが。

### 川端龍雄議長

川合総務課長。

### 川合誠一総務課長

公平委員会の業務というか、仕事でございますが、まあいくつかございまして、職員の給与、あるいは勤務時間、あるいは勤務条件でございますね、といったものに関する措置要求等があった場合、公平委員会で検討するというようなことが主たるものでございます。したがって、現在の委員さんにつきましては、それぞれ教職でございますとか、会社の役職でございますとか、いろいろ豊富な経験をお持ちでございまして、そのへん、措置要求があった場合には会議を開いて検討を行いたいと、それから研修会等も参加をさせていただいております、普段から研究をそれぞれしていただいておりますという状況でございます。

### 川端龍雄議長

近澤チヅル君

### 3番 近澤チヅル議員

関係もよくわかりました。最後に1件だけお尋ねしたいんですが、措置があった場合ということで、給与の勧告の機能とか、権限とかはないんですね、確認です。

### 川端龍雄議長

川合総務課長。

### 川合誠一総務課長

そこまでは及ばないと考えております。

### 川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。



( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第47号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成者の挙手お願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第9

**川端龍雄議長**

次に日程第9 議案第48号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第9 議案第48号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第10

**川端龍雄議長**

次に日程第10 議案第49号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第10 議案第49号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第11

**川端龍雄議長**

次に日程第11 議案第50号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第11 議案第50号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12

**川端龍雄議長**

次に日程第12 議案第51号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第12 議案第51号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第13

### 川端龍雄議長

次に日程第13 議案第52号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

### 10番 岩見雅夫議員

全体の案件に関係することでもあったんですが、今回の52号について質疑をさせていただきます。人事院勧告が出されたということで、いつものとおりといたしますか、こういった提案がされてくるわけなんです、1つ検討状況について重大な問題でありますのでお聞きしたいんですけれども、提案理由の中に総務省からの通知がされたことを受けてというふうな文言も出されておりますけれども、やはり私は自治体として、紀北町は総務省の末端機関でもありませんし、やはり自治体独自の検討状況がどうかというを十分に明らかにしてほしいと思います。まず、その点を、検討の状況はどのように行ったのかという点を明らかにしてほしいと思います。

それから数字は住居手当、期末手当、勤勉手当等について、それぞれ配分率で示されておるわけなんです、これらについて、平均どれだけの減額になるのか、減額の部分について金額を1つ示していただきたいと思います。

もう1つはこういう給与とか手当の削減というのは重大な労働条件の変更になるわけなんです、これらについて、職員にはどういう形で説明されているのかどうか。この3点についてお伺いしたいと思います。

### 川端龍雄議長

川合総務課長。

### 川合誠一総務課長

お答えいたします。3点ほどあったかと思えます。まず2つ目でございますが、減額の金額をというお話しがございました。減額の金額でございますが、今回の12月期におけます期末勤

勉手当の減額金額でございますが、約1,400万円ほどになります。それから6月、もうすでに実施しておりますが、6月の期末勤勉手当の影響額につきましては、約1,650万円、合わせまして約3,050万円ほどの減額の影響が出ております。

それから職員にどのように周知をしているかというお話でございますが、これは議会のご承認をいただきましてから職員にも、職員組合等にもお話しをするつもりでおります。あくまでも今回は人勧どおりの改定ということでございまして、そのように考えております。

国の総務省の、示されましたが、人勧が示されて、国の考え方が示されましたが、自治体としての検討状況はというお話だったと思いますが、これにつきましては理事者と検討を行いました。それで国が示しておりますように、現在の社会経済情勢と、民間給与等、この地域においても非常に厳しい状況が続いているということを鑑みて、我々も人事院勧告の趣旨、考え方に沿った形で、当自治体についても減額をしようということになりました。以上でございます。

**川端龍雄議長**

岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

金額の点について、予算総額というんですか、総額で説明されましたが、私の聞いたのは、そのこともありますが、例えば期末手当については、職員平均どれだけの減額になるか、勤勉手当等についてはどうか、それらの個々の掛け率の問題だけでなしに、平均幾らの減額になるかということを、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

**川端龍雄議長**

川合総務課長。

**川合誠一総務課長**

失礼いたしました。個々の職員の額でございますが、平均いたしまして、これは三役の方も含めました平均で出しておりますが、平均、12月と6月合わせまして、13万3,000円ほどの減額になります。特別職と申しますか、三役の平均では18万7,000円ほどになります。以上でございます。

**10番 岩見雅夫議員**

勤勉の報告がないですが。

**川端龍雄議長**

総務課長。

**川合誠一総務課長**

申し訳ございません。期末と勤勉、個々には出してございません。期末勤勉合わせてこういう金額になってございます。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君

**7番 玉津 充議員**

先ほど、前議員の方から減額の話で自治体独自の考え方というのが出てきたんですけど、今年度ですね、当町は就業時間を短くしております。それはどういうことかという増額なんですね。給料の増額です。これは時間当たりの、年間の収入額というのは減額になるんですけど、時間当たりの給料というのは増額になるわけなんです。このへんは総務課長、よく考えていただいて、それを天秤にかけて、今回の減額、それから増額の部分、そのへんがどういう位置づけになっているのかというようなことも一面でとらまえて見ていただきたいというふうに思います。ちょっと回答だけお願いします。

**川端龍雄議長**

総務課長。

**川合誠一総務課長**

おっしゃるように勤務時間の一部短縮を行いました。短縮はおっしゃるように実質的な増額になるというのもそのとおりだと思います。ですからおっしゃいましたように、先ほど地域の経済社会情勢等も十分考慮してと申し上げましたが、当然こういったことも含めて減額が必要だというふうな考え方になろうかというふうに思っております。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

16番 東 澄代君

**16番 東 澄代議員**

21ページなんですけど、地域手当支給の対象者は1名だと伺ったことがあるんですけど、その支給の範囲内の地域手当の内容と、扶養手当、住居手当とか全部職員と同じような地域手当が、合計額を加算しと書いてあるんですけど、基本給の何パーセント、6パーセントくらいだと思います。

すが、この1名で間違いないか。それから対象の範囲、どこまでなのか。それから、そのへんの数字わかったら教えてください。

**川端龍雄議長**

総務課長。

**川合誠一総務課長**

地域手当のご質問であったと思います。地域手当につきましては、今、該当者は1名でございます。津市のほうへ派遣をしている場合でございます。ですから金額については職員の給料額によって違ってきますが、現在派遣している職員につきましては、約8,000円くらいでございます。それから、今回、新旧対照表の勤勉手当に出しております地域手当の分でございますが、これは期末勤勉手当の額は給料月額プラス扶養手当等、今までしていましたが、それに地域手当が加算されたものが基礎額になっております。したがって、今回、その対象者は1名でございますけれども、基礎額の中に扶養手当プラス地域手当という形で入れさせていただいたということでございます。

**川端龍雄議長**

東 澄代君

**16番 東 澄代議員**

1名で関係ないんですが、対象範囲どこまでなのか、市内だけですか、答弁漏れなので。

**川端龍雄議長**

総務課長。

**川合誠一総務課長**

このへんの地域はございません。対象範囲はそれぞれ決まっております、津市ですとか、あるいは鈴鹿ですとか、都市部でございます。都市部で物価とか、経済状況の違うところ、そういう地域が指定をされておまして、今回うちの場合は津市に派遣をしておりますので対象になるということでございます。

**川端龍雄議長**

東 澄代君

**16番 東 澄代議員**

その範囲がどこどこなのか、都市部というと熊野市も市なんですが、どうなんでしょう。今、対象でなくても、今後そういうようなことの参考のためにお聞かせください。



## 川端龍雄議長

紀平副町長。

## 紀平 勉副町長

詳しい資料がございませんので、追って詳しい資料はお渡ししますけども、これは国のほうが決めておまして、各市町村単位です。ですから三重県で言いますと津市、松阪、四日市、鈴鹿、名張だと思んですけども、それぞれ何等地域ということで決めがございまして、例えば三重県では鈴鹿が一番高かったと思います。これは各市の、各地域、市単位で決めているんですが、各市の民間企業の給料に基づいてはじいておりますので、大きな企業のあるところの地域はその等級が高くなっているというふうに聞いております。1級、2級、3級という区分だと思んですけども、ここ南のほうでは、松阪より以南はその地域手当の対象になっているところはございません。一覧表はまたお渡しさせていただきますので、追ってお配りさせていただきます。

## 川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君

## 3番 近澤チヅル議員

2点お伺いします。ボーナスの差とかいろいろ今出たんですが、人事院勧告で給与は平均して520幾ら下がるということなんですけども、今回の勧告、民間との格差が何パーセントくらい出たときに出るのかお伺いします。

もう1点、人事院勧告なんですけど、これはたいへん古くて1948年のときに労働基本権を奪われた代わりに、その代償措置として労働者の利益を守るためにこの人事院勧告が出されたということなんですけど、果たして本当に利益を守ることになっているのかどうかというのも、6月のボーナスの時点では三重県の南部のほうでも御浜町でしたか、職員のボーナスを下げるという人事院勧告でなく、現状を維持したようなところで、労働者の利益を守ったという議決も出ていますので、そこらへんの認識をお伺いしたいと思います。

## 川端龍雄議長

総務課長。

## 川合誠一総務課長

2つあったかと思えます。まず1つ目の民間との格差、何パーセントくらい、どの程度出てい

るかということでございますが、今回人事院が実施いたしましたのは、全国の1万1,100事業所の実態を調査いたしました。それで4月の給与を官民、比較を検討いたしました。その結果、民間給与との格差、まず給与でございますが863円ほど民間と官庁との差が出てまいりました。したがって、それを修正しようというのが今回の1つでございます。

それからもう1つ、ボーナスでございます、期末勤勉でございますが、これは民間の支給率が全体で4.17ございました。それに対しまして公務の支給率が4.50でございますので、その差を埋めようと、解消しようということで、今回、4.15ヵ月分というふうにして人勧が示されたわけでございます。

それから人勧制度の問題でございますが、この人勧制度の考え方でございますけれども議員さんがおっしゃたようにそういう形で人勧制度が設けられました。それでこの人事院勧告制度というのが始まってから、全国の自治体はこの人勧制度に沿うようにということで総務省からも通達等も毎回来てございます。それに沿って我々としてはやっていくことが、適切ではないかなとそういうふうに思っております。かつては全国各自治体によってそれぞれ独自の給与体系を作っておりましたけれども、国のほうもそれを1つの基準でもってやっっていこうということで人勧制度が示されて、全国の自治体もそれに沿うような形でこれまで実施をしてきております。ということでよろしいでしょうか。

#### 川端龍雄議長

近澤チヅル君

#### 3番 近澤チヅル議員

給与の格差はよくわかりました。そして人事院勧告のことなんですけれども労働者の利益を守る役割があるという主張もいろんな取り方ができると思うんですけれども、そういう主張に対して国際的な評価としては2003年の6月のILO（国際労働機関）の理事会で日本政府が代償措置として機能していると主張したんですけれどもそれは却下されています。そういう事実もありますので、やはり人勧だから、即それに従うのではなく、本当に労働者の利益を守る立場でそのことも人勧に対しての態度も取っていくべきだと思いますし、そして地方がたいへんな時に、前者議員の質問に対してもお答えがあったんですけれども、この議決がされた後で職員には説明されるということなんですけれども、これからの新しい町づくりに向けて全体の奉仕者としての職員の方、給料とかボーナスが下がるわけですが、ますます全体の奉仕者として町民に働いてもらうにはきめ細かく、そういう給料が下がるかもしれないけれども町づくりには一緒に

なって頑張っていこうっていう、そういう関係っていうんですか、そういうことも含めて、私は職員の方に議論して理解をされるように努めるべきだと思うんですけども、そのところをどう考えておられるかお伺いいたします。

#### 川端龍雄議長

紀平副町長。

#### 紀平 勉副町長

この問題は尾上町長、ご就任される前のお話しですので、私が代わってお答えさせていただきます。先ほど近澤議員、ご指摘のようにILOの話し存じております。それで人事院制度というのは我々公務員にはストライキの出来ない代わりの代償として人事院があります。そこで交渉する代わりに人事院で勧告していただくという制度になっております。それが良いのか、悪いのかというのはよくわかりませんが、ただ県においては人事委員会というのがございまして、独自で判断をしております。紀北町におきましては人事委員会に代わるものがございますので、一応法律上、国公準拠ということで我々の給料は国に準じなさいという決まりがございますので、一応それに準ずるということになっております。ただいま申し上げましたように、ただ単にそのまま引っ張ってくるのではなくて、先ほど、総務課長申し上げましたように地域の実情とかそういった勘案をしながら町独自で判断をすると、結果的に人事院の勧告どおりになったということもございますけども、その分に関しては十分検討は踏まえたということもございます。

それと職員への話しですけども一応議会にあげさせていただく前に労働組合、うちのほうにも職員労働組合がございますので、職員労働組合とは話しはさせていただきますと、例えば住居手当はなくなると、例えば今回の場合は人事院勧告どおりさせていただきますということで、自治労本部も交えまして、うちの職員組合も交えまして、組合関係の方とはお話しをさせていただいております。ですからその組合を通じて職員の方々には内容は周知されているのかなというふうに思います。

それから給料が下がったら職員のモチベーションが下がるのではないかというお話しでございますが、これは以前、三重県庁のほうで職員満足度アンケートというのをとっております。それであなたにとって一番モチベーションが上がる、やりがいのあるのは何ですかと、気持ちが高揚するのは何ですかというその中の項目の中に給料とか、階級そういうのもあって、一番何が多かったかという、やっぱり仕事に対するやりがいです。やっぱり住民の方々からお褒

めいただくとか、私のやっている仕事が住民のためになっているという誉れですね、そういったのが一番、職員のモチベーションにつながっておりまして、必ずしも給与が職員のやる気とかモチベーションにつながっているという結果が出ておりませんので、まあ高いことにはこしたことありませんが、一応アンケート結果として、職員のモチベーションというのは仕事に対するやりがいというのが一番高かったという、これ三重県の結果でございますけども、多分、紀北町においてもそういった住民の方々に一生懸命やらせていただいて、お褒めいただくということが、仕事に対する誉れであって職員のモチベーションにつながっているんじゃないかなと私は思っております。以上でございます。

**川端龍雄議長**

尾上町長どうぞ。

**尾上壽一町長**

今、副町長からおっしゃっていただいたんですけど、給料が下がったからモチベーションが下がるかということなんですが、私、基本的に職員とともに町づくりをやっこうという観点からすれば、給料が下がったことはありますが、これからもっとモチベーションを上げるための工夫をやっていこうとしておりますので、そのへんは4年間見ていただきたいとそのように思います。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

おはようございます。

議案第52号に対する反対討論を行います。

今回、人事院勧告に基づいてこのような提案が行われましたけれども、職員の給与、あるいは期末手当等の削減が提案されてきております。その他議案にも共通するんですけれども、今、

私改めて原点に1つ返って、人事院勧告とはどういうものかということを知りたくて、先ほど質問の中にも一部出ましたけれども、そもそもこの人事院勧告制度というのは1948年の7月当時アメリカの占領軍が日本を支配していた時のことです。もう61年も前にこれが制定されます。いわゆる当時のアメリカ占領軍の命令によって、政令2015というんですけど、日本の公務員労働者の労働基本権が奪われました。それと抱き合わせにして押し付けられたのがこの制度なんです。国家公務員法を見てもらったらお解かりになるんですけども、人事院勧告というのは普通の法令のような形では出ていなくて、国家公務員法の中に定められております。第2章の中央人事行政機関という項がありまして、そこに人事院という項目が出されております。国家公務員法の第3条に内閣の所轄のもとに人事院を置くということになっております。そして人事院はこの法律の定める基準に従って内閣に報告しなければならないということになっております。第2項で人事院は法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告をするという勧告という言葉がこの中に初めてでてくることとなります。そういうことで人事院は毎年1回、政府に対して公務員賃金についての勧告をすることになったわけなんですけれども、本来なら労使対等の原則に基づいて、労使間で解決すべき給与について、ときの政府がこういう形で賃金の決定権や配分権をにぎって労働者に低賃金を押し付けるとともに、これをてこにして、民間産業を含む、労働者全体の賃金を切り下げようとするそういう賃金統制の根幹になってきたのが、この人事院勧告制度なんです。言うまでもなく、合法と言うのは合憲の法のみと言うという有名な言葉もありますけれども、一方で国の基本法である憲法では第14条で法の下での平等もうたわれております。そして第28条では勤労者の団結権というのが補償されておるんですけども、これに基る形で今の国家公務員法があり、いわゆる制限立法として、重大な権利を制限しておる形になっておるんです。そういう人事院勧告制度の本質について十分我々はこれを解明し、承知をしたうえでこの問題についても考えていくべきではないか、このように痛感しております。したがって、人事院勧告が出たからということで安易に条例の改悪を繰り返すべきではないというのが私の見解です。で特に先ほど紹介しました第3条の中にも人事院の勧告というのは改善のためにおこなうものであると明記してあるわけですね。したがって、賃下げを勧告するというようなことは、果たして給与や人事案件の改善になるのかということを考えてときに、やはり今回のような現在の政府のもとで、経済不況をたてにとって現行法の趣旨にも反するような形で賃下げを勧告するなどということは、私に言わせれば言語道断の勧告であるというふうに言わざるを得

ないと思います。それでごく最近の資料なんですけれども、これは政府の資料ではありませんけれども、本来の深刻な不況にもかかわらず、この10年間に企業が貯めている内部留保というのは倍増しておるといふ統計も出されております。労働運動総合研究所というところの調査で、これは各紙に発表されました。そしてそういった状況でありますから労働者の賃下げとか、あるいは中小企業を痛めつける施策によってこの問題が出されていますので、こういう点から見てもこの人事院勧告による第52条の条例改正については反対をするということをお願いして私の反対討論をさせていただきます。

#### 川端龍雄議長

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 川端龍雄議長

次に原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

#### 川端龍雄議長

以上で討論を終了いたします。

お諮りします。

日程第13 議案第52号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 多 数 )

#### 川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第14

#### 川端龍雄議長

次に日程第14 議案第53号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

次に原案に賛成者の発言を許します。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第14 議案第53号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 多 数 )

**川端龍雄議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**川端龍雄議長**

次に報告案件に入ります。

---

## 日程第15

**川端龍雄議長**

日程第15 報告第10号 専決処分報告について（損害賠償額の決定及び和解について）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

3件の人事案件へのご同意並びに4件の条例改正議案をご可決賜りまして、誠にありがとうございます。

ざいます。

それでは、続きまして1件のご報告をさせていただきます。

報告第10号 専決処分の報告についてであります。平成21年8月3日午後零時頃、紀伊長島区東長島地内の町道長島駅山本線におきまして、相手方がスーパーマーケットでの買い物を済ませ、駐車場から町道に出る際、側溝の蓋のズレによる段差と、歩道には傾斜があったことにより、相手方車両の左右の下回りを損傷させていただきました。

その後、10月30日に損害賠償額を14万7,000円として和解が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

今回の事故につきましては、物損事故であり、損害を賠償することで和解ができましたが、これらの事故はいつ人身事故等の重大な事故になっても不思議ではないことを再認識し、町道に限らず町が管理するあらゆる施設において、このような事故が発生することが無いよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

#### 川端龍雄議長

本件については、基本的には議会の委任による専決処分であることから質疑は行えないとされておりますが、先ほどの説明において、内容等について理解しがたい点があれば、再度、説明を求めるということで発言を許したいと思えます。

発言される方はございませんか。

6番 北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

この種の事故というのはよくある話なので、実は損賠には発展しないと思うんですが、この車種はなんですか、それと車高はこれ特別低いのか、よくある話なんですがこういうのは、蓋がずれたということですが、蓋が持ち上がっていたのか、落ちていたのか。それでこれは、指しているのはプライスカットでしょ。そうすると玉通りに直接出る部分かな、今度、百五銀行が移転してくるところか。それで車種と車高を教えてください。普通ちょっと考えられんのだけ。

#### 川端龍雄議長

山本建設課長。



**山本善久建設課長**

お答えいたします。

まず車種でございますが、外国製の乗用車で一般的にはBMWと言われている車種でございます。車高につきましては、これ違法な改造はいたしておりませんが、地上高140mmでございます。以上です。

**川端龍雄議長**

よろしいですか。

他に質疑される方どうぞ。

はい、12番 平野隆久君。

**12番 平野隆久議員**

先ほど、町長の説明でも今後こういうことのないようにということで説明されていたのですが、今までにもある程度こういう事故が起こらないように町道もしくは他の事に関してもある程度慎重に調べたりしていたと思うんです。そうしたうえでこういうことが起こったということもありますので、今後もありうる可能性があります。先ほど町長が言われたように今後、具体的にどのように計画して、未然に防いでいくのか。具体的なお考えがありましたら説明をお願いしたいのですが。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほど、言いましたように建設課にもいろいろなところを、周辺を調査させていただきました。そして、現状のところ、やはり特殊な形の車もあろうかと思いますが、現時点では対応出来ているということで、この箇所につきましても修理は終わったということです。それと、また環境パトロール車等もございますので、ただゴミとかそういったものだけでなしに、交通環境等も含めて、今後十二分に調査していきたいと、ここの場所だけでなしに、そういうところも、危険なところも、十分確認していきたいとこのように思っております。

**川端龍雄議長**

平野隆久君。

**平野隆久議員**

町長は環境パトロール等でいろいろなところも気配りしたいということをおっしゃいましたが、

やはり、さらに職員の意識としても、職員の方も町内にみえるわけですので、やはり、その職員もそういうことに気配りをして、そういうところをチェックして、日々町内を動いているわけですから、職員の方も日ごろからこういうところがないかということも気配りするようにと、ということも町長のほうから指導していただきたいと思っておりますので、あわせてお願いします。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

平野議員、おっしゃるとおりでございます。私もこのところ歩いて、こちらのほうに通わせていただいております。そうすると側溝がたいへん傷んでいる部分がよくわかります。ですからそういった部分でも職員はじめ、皆さんからのご意見もお聞きし、そしてまた、町民の皆様もそういう故障箇所等、不便のあるようなところを役所に言いやすいような雰囲気役所にしていきたいと、またそれには臨時職員等も使いまして、現業職員ですか、等も使いまして早急に対応していきたいとそのように思います。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方はありませんか。

7番 玉津充君。

**7番 玉津 充議員**

町長の先ほど話された対策、今後どうするのかということですが、私、この専決処分書の書き方、これはこの事故についても8月3日に起こったことです。そして今もう11月の末に入ってきているわけですが、その間でやはりどういう対策をして、それはこの対策もありますし、他のとこの見直しもあるでしょう、当然そういうことをやられたと思うんですね。だから専決処分書の書き方の中にそのようなことも含めて報告してもらおうと、この処分書自体の改善は出来ないものかというふうに思うわけですが、町長いかがでしょうか。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

現時点で、形式的にはこういうものなんですけど、もし今後のことがありましたら、例えば口答とか、これから対応については検討させていただきたいと思っておりますが、議会等で専決の部分を説明させていただく文書を出すことも考えられるのかなと思っておりますが、今後どうするか少し

考えさせていただきたいと。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

**20番 東 清剛議員**

先ほど、町長の説明の中で和解という言葉が使われていましたが、示談がいいのではないかと思うのですが、普通事故の場合は示談といわれる、和解と大きな意味であるんでしょうが、適切な言葉としてはいかがなのでしょう。これやはり損害賠償となりますから、そういうところで。それともうひとつ、損害賠償の額ですが、14万7,000円、この財源というのは保険がきくのかどうか、そのへんを説明してください。

**川端龍雄議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。修理費用、示談金に関しましては財政課で、町全体で加入しております。全国町村会総合賠償保険を適用してございます。ただこれにつきましては、通常の車両保険と違いまして、車両保険が適用できないという、自動車損害共済が適用できないということでございますので、一時和解が成立した後に相手方が修理していただいて、それを町のほうでお支払するというところでございます。当然それに至るまでは保険会社との調整もしておりますし、現地確認もしております。保険が適用されるということを確認して、和解を行っております。以上です。

**川端龍雄議長**

よろしいですか。

はい、尾上町長。

**尾上壽一町長**

東清剛議員、申し訳ないです。文書的に皆統一されていないので、そのへんが和解なのか、示談なのかということをもう少し勉強して、今後からこういう使い方について注意をいたします。どうも申し訳ございません。

**川端龍雄議長**

他に質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**川端龍雄議長**

以上で発言を打ち切ります。

報告第10号については、聞き置くことといたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。

( 発 言 を 求 め る 者 あ り )

**川端龍雄議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

先ほど気付いたのですが、教育委員長、教育長が札を倒してありますね。御二方とも任期満了前に辞職したと思うんですよ。これ教育委員は議会の同意事項なので、私は辞職したらしたで報告しないといけないと思うんですよ、行政報告で。それで今2人欠員ということは3人ですよ。そうすると委員長代行は誰がやっているのか。教育長の職務代理は誰がやっているのか。私はこれは報告すべきですよ。これは選任同意案ですから。今からでも報告していただきたいと思います。

**川端龍雄議長**

中野事務局長。

**中野直文議会事務局長**

議事進行でございますので、まず、そのことについて議会から説明させていただきます。

当然、北村議員が言われるようにそれぞれ議会においてもそうですが、執行部とは違った組織でございます。したがって、教育委員会についても行政とは離れた別の組織でございますので、そのような事件、事実が発生した場合、教育委員会のほうから各行政側、議会議長宛に通達してくるのが適切な取り扱いだと思います。その現在においても教育委員会のほうから議長宛の通知がまいておりませんので、報告事項とさせていただきますませんでした。議会の取り扱いはそうでございます。

**川端龍雄議長**

その件に関して、教育長職務代理の教育課長、ご答弁願います。

**世古雅則学校教育課長**

失礼しました。北村議員さんがおっしゃるように教育委員会の教育長におきましては、この

11月10日付をもって辞職ということになっております。また教育委員長におきましても同日をもちまして辞職をされております。その代理でございますが、教育委員長の代理につきましては職務代理者ということで委員長不在の間、井谷委員が代理を務めることになっております。また教育長の職務代理におきましては教育委員会の事務局のものがするというので、私のほうで新しく教育長が決まるまでの間、職務代理をさせていただいているというふうなところでございます。

**川端龍雄議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどの内容はそうなのですが、私、先ほど北村議員からご指摘を受けたように行政報告に対する配慮がなかったと反省いたしております。

**川端龍雄議長**

町長、ちょっと待ってください、反省だけでなしに、報告する、しないということも含めて、議会のほうも報告ないというから、行政のほうに報告しているのなら、ここでそのようなご説明をください。教育長、教育委員長の辞任の報告を受けているのか、いないのか、また報告する義務があるのかないのか。

はい、尾上町長。

**尾上壽一町長**

ここでの行政報告も含めて、議会のほうにそういった文書による報告がなかったことについては申し訳ないと思っております。議長、申し訳ございません。

**川端龍雄議長**

はい、北村博司君。

**6番 北村博司議員**

報告しなくて申し訳なかったじゃなくて、教育委員会の定数は5人でしょ。そのうち1人が教育委員長で、教育長でしょ、事務の統括するのは教育長でしょ、重要ポストの2人がいなくて教育委員会がきちんと運営できるのか、出来ないのかも含めて、後任の選任同意案をいつ出すつもりなのか、そのへんも含めて、当然行政のトップは説明すべきです。

**川端龍雄議長**

はい、尾上町長。

## 尾上壽一町長

今ですね、鋭意人選にむけております。それで12月定例会で皆さまに選任同意をいただけるよう努力しております。そのときにはどうかご協力をお願いしたいと思っております。

現時点では私、決めていないということで、教育長に関しては教育課長が代理できると聞いております、ですからもう少しご辛抱願います、定例会まで。

## 川端龍雄議長

よろしいですか。

以上で本日の会議を閉じます。

なお、11月24日、火曜日、9時30分から議会運営委員会の開催、また11月30日、火曜日、9時30分から全員協議会の開催となります。また11月25日、水曜日は午前10時から三重紀北消防組合議会、午後1時30分から紀北広域連合の開催ということでございます。多忙な折ですがよろしくご出席ほどよろしく申し上げます。

また先ほどの発議第7号において、選挙管理委員会からの北村議員の動議がありました。この内容については、私発議する立場、また選考委員会にかかるものについては、今後十分にこの趣旨を、町長の言う住民の目線ということも踏まえたら、十分にこのことをモットーにして、我々もそう考えていかななくてはならないと考えますので、十分に参考にしていただき、今後そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

---

## 川端龍雄議長

それではこれで平成21年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午前 11時 19分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年11月30日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 垣内唯好

紀北町議会議員 奥村武生